10. 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応
11. 個人情報の保護に関する規程等の策定及び公表
12. ガイドラインの見直しについて
附則

1．目的【法第１条関係】

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第８条に基づき、また、法第７条第１項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月閣議決定。平成20年４月及び平成21年９月一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、財務省が所管する分野及び法第36条第１項ただし書により財務大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「財務省所管分野」という。）における事業者等（以下「財務省関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、財務省関係事業者が講ずべき措置が適切かつ有効に実施されることを目的とする。

法は、個人情報の取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、消費者等の個人の権利利益を保護することを目的（法第１条）としており、当該目的は、このガイドラインにおいても、同様である。

このガイドラインにおいて「～ならない。」（「努めなければならない」を除く。）とする規定については、個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である財務省関係事業者がこれに従わない場合、財務大臣又は法第52条の規定に基づき権限の委任を受けた地方支分部局の長等（以下「財務大臣等」という。）により、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第２項の規定違反と判断される可能性がある。一方、個人情報取扱事業者に該当しない財務省関係事業者がこれに従わない場合には、財務大臣等により法違反と判断されることはない。

また、このガイドラインにおいて「努めるものとする。」又は「努めなければならない。」とする規定については、財務省関係事業者がそれに従わない場合、個人情報取扱事業者であるか否かを問わず、法第16条から第18条まで、第20条から第27条まで又は第30条第２項の規定違反と判断されることはない。

なお、法違反と判断されることはない場合であっても、個人情報保護の推進の観点から、法の基本理念（法第３条）も踏まえ、財務省関係事業者においては、できるだけガイドラインの遵守に取り組むよう努めるものとする（「３．このガイドラインの適用対象者の範囲」の規定も参照）。

なお、このガイドラインにおいて記載した具体例については、これに限定する趣旨で記載したものではない。また、記載した具体例においても、個別の事案によっては、別途考慮すべき要素があり得るので注意を要する。

2．用語の定義【法第２条関係】

このガイドラインにおいて使用する用語は、法第２条において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

① 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

上記に規定する「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日、住所、年齢、職業、続柄等の事実に関する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関する判断や評価を表すすべての情報を指し、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれる。これら「個人に関する情報」が、氏名等と相まって「特定の個人を識別することができる」ことになれば、「個人情報」に該当する。

なお、生存しない個人に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報に当たる場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、企業名等の法人その他の団体に関する情報は、基本的に「個人情報」には該当しないが、役員の氏名などの個人に関する情報が含まれる場合は、その部分については、「個人情報」に該当する。

さらに、「個人」には外国人も当然に含まれる。

② 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順等）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

③ 個人データ

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

（例）

- 個人情報データベース等から記録媒体へダウンロードされた個人情報
- 個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報

④ 個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、次に掲げる者を除いた、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

ア 国の機関

イ 地方公共団体

ウ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）

エ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）

オ その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ない者

オの規定にいう者とは、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者とする（個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）第２条）。5,000を超えるか否かは、財務省関係事業者が管理するすべての個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和により判断する。ただし、同一個人の重複分は除くものとする。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められるものをいい、営利事業のみを対象とするものではない。

また、「個人情報データベース等」が次の要件のすべてに該当する場合には、それを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は、5,000の数に数えない。

ⅰ）個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものであること。

ⅱ）氏名・住所（居所）・電話番号のみが掲載された個人情報データベース等（例えば、電話帳やカーナビゲーション）であること、又は、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができる又はできた個人情報データベース等（例えば、自治体職員録や弁護士会名簿）であること。

ⅲ）財務省関係事業者自らが、その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加えることで特定の個人の数を増やすこと、又は他の個人情報を付加すること等により、個人情報データベース等そのものを編集及び加工していないこと。

なお、法人格を有しない団体（任意団体）や一般個人であっても、個人情報取扱事業者に該当しうる。